



島根県報

平成27年4月10日（金）
号外第91号
（毎週火・金曜日発行）
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

- | | | |
|--|-------------------|---|
| 補助金等交付規則第3条の規定により島根県再生可能エネルギー熱利用普及モデル事業補助金の交付の対象等を定める告示 | （地 域 政 策 課） | 2 |
| 補助金等交付規則第3条の規定により再生可能エネルギーによる地域活性化支援事業（地域活性化枠）補助金の交付の対象等を定める告示 | （ " ） | 2 |
| 補助金等交付規則第3条の規定により再生可能エネルギーによる地域活性化支援事業（地域貢献枠）補助金の交付の対象等を定める告示 | （ " ） | 4 |
| 補助金等交付規則第3条の規定により島根県再生可能エネルギー導入計画策定・事業化支援事業補助金の交付の対象等を定める告示 | （ " ） | 5 |
| 補助金等交付規則第3条の規定により島根県立地企業生産拠点化支援補助金の交付の対象等を定める告示 | （企 業 立 地 課） | 6 |

【正 誤】

- | | | |
|------------------------|---------|---|
| 平成26年4月4日付け島根県報号外第69号中 | （総 務 課） | 7 |
|------------------------|---------|---|

告 示**島根県告示第298号**

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32条）第3条の規定により、島根県再生可能エネルギー熱利用普及モデル事業補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

平成27年 4 月 10 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

島根県再生可能エネルギー熱利用普及モデル事業補助金

2 交付の目的

県内において再生可能エネルギー熱利用設備を導入する者に対し、その導入に要する経費について補助を行うことにより、太陽熱、地熱・地中熱、水素等の再生可能エネルギー熱利用等の導入を促進することを目的とする。

3 交付対象者

県内において4に規定する事業を実施しようとする者

4 交付の対象となる事業、補助対象経費及び交付金額

区分	交付の対象となる事業	補助対象経費	交付金額
太陽熱利用	資源エネルギー庁の再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金交付要綱（平成23年3月30日付け財資第3号）第2条の規定に基づき、一般社団法人新エネルギー導入促進協議会が定めた再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金交付規程（以下「熱利用交付規程」という。）第3条第3項に定める太陽熱利用の設備を導入する事業で、県内の医療・福祉施設等で熱利用交付規程に基づき交付決定を受けた事業	熱利用交付規程に定める対象事業費から熱利用交付規程に基づき受けた交付決定額を除いた額	補助対象経費の2分の1以内の額
地熱・地中熱利用	1 環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付要綱（以下「排出抑制交付要綱」という。）第4条第1項第6号イの(イ)から(オ)までに定める事業で、県内の公共施設等で排出抑制交付要綱に基づき交付決定を受けた事業 2 熱利用交付規程第3条第3項に定める地中熱利用の設備を導入する事業で、県内の公共施設等で熱利用交付規程に基づき交付決定を受けた事業	排出抑制交付要綱又は熱利用交付規程に定める対象事業費から排出抑制交付要綱又は熱利用交付規程に基づき受けた交付決定額を除いた額	補助対象経費の2分の1以内の額
エネファーム	民生用燃料電池導入支援補助金交付要綱（平成21年3月6日付け財資第9号）第2条の規定に基づき、一般社団法人燃料電池普及促進協会が定めた民生用燃料電池導入支援補助金交付規程（以下「燃料電池交付規程」という。）第4条に定める設備を導入する事業で、燃料電池交付規程に基づき交付決定を受けた事業	燃料電池交付規程に定める対象事業費から燃料電池交付規程に基づき受けた交付決定額を除いた額	1件当たり50万円以内。ただし、補助対象経費が50万円未満の場合は、その金額以内

島根県告示第299号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、再生可能エネルギーによる地域活性化支援事業

(地域活性化枠) 補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

平成27年 4 月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

再生可能エネルギーによる地域活性化支援事業（地域活性化枠）補助金

2 交付の目的

県内の自治会、特定非営利活動法人、商店街振興組合等（以下「自治会等」という。）に対し、再生可能エネルギー発電設備の導入に要する経費を助成することにより、再生可能エネルギーを活用した地域活性化の取組みを支援することを目的とする。

3 交付対象者、交付対象事業、対象設備、対象経費及び交付金額

(1) 交付対象者

(2)に規定する事業を実施しようとする自治会等であって、次の要件を全て満たすもの

- ア 県内に主たる事務所等を設置している法人又は団体であること。
- イ 定款又はこれに類する規約等を有すること。
- ウ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること。
- エ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。
- オ その他事業の適正な執行ができないと認められる特段の理由がないこと。

(2) 交付対象事業

自治会等が所在する市町村の区域において再生可能エネルギー発電設備を設置し、売電事業又は自家消費事業を行う場合であって、次のいずれかに該当するもの

- ア 売電による収入を次の地域活性化事業の経費に充てるもの（地域活性化に資さない単なる施設又は設備の維持管理費等の固定費に充てる場合を除く。）
 - (ア) 地域の祭り等文化活動
 - (イ) 環境保護活動
 - (ウ) 福祉事業
 - (エ) 物産販売イベント
 - (オ) デマンドタクシー等の運営
 - (カ) その他知事が認めるもの
- イ アの地域活性化事業に必要な施設又は設備に発電電力を供給するもの

(3) 対象設備

次の要件に適合したもの

- ア 太陽電池モジュール等の公称最大出力の合計値が原則として50キロワット未満の規模のものであること。
- イ 設置前において使用に供されていないものであること。
- ウ 電力会社と系統連系するものであること。
- エ 建築物の屋根等に設置する場合は、次のいずれかを満たすものとする。
 - (ア) 昭和56年 6 月 1 日以降の建築確認を得て建築された建築物
 - (イ) 昭和56年 5 月 31日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性を有する」と診断された建築物
 - (ウ) 耐震改修整備を実施した建築物

(4) 対象経費

事業に要する経費のうち、本工事費、付帯工事費（当該事業の実施に必要な不可欠な配管、配電等の工事に必要な経費を含む。）、機械装置等購入費（事業に必要な機械装置等の購入、製造、修繕、据付等に必要な経費（土地の取得

及び賃借料を除く。)) 及び別途知事が認める費用

(5) 交付金額

1 自治会等当たりの交付金額は、売電事業を行う場合にあっては(3)の経費の合計額を次表の条件により借り入れるものとみなして算定した借入利子の合計額に相当する額（上限150万円）とし、自家消費事業にあっては(3)の経費の合計額の2分の1（上限100万円）とする。

融 資 利 率	融資期間	償還方法	経費の合計額の上限
県の募集開始時点における島根県特定非営利活動法人 支援融資の設備資金の融資利率	15年 据置なし	元金均等償還	1,000万円

備考 島根県特定非営利活動法人支援融資は、島根県特定非営利活動法人支援融資要綱（平成22年 5 月12日付け環総第88号）に基づく融資制度をいう。

島根県告示第300号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、再生可能エネルギーによる地域活性化支援事業（地域貢献枠）補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

平成27年 4 月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

再生可能エネルギーによる地域活性化支援事業（地域貢献枠）補助金

2 交付の目的

民間事業者が再生可能エネルギー発電設備の導入に要する経費を助成することにより、再生可能エネルギーを活用した地域活性化の取組みを支援することを目的とする。

3 交付対象事業、対象設備、対象経費及び交付金額

(1) 交付対象事業

県内に有人の事業所を設置している個人又は法人である民間事業者が、県内の区域において再生可能エネルギー発電設備を設置し、売電事業を行う場合であって、次の全てに該当するもの

ア 交付申請日の属する月の6か月前と比較して、設備の導入完了時において、県内で新たに1名以上の雇用が発生していること。

イ 補助対象設備の県内調達率が30パーセント以上であること。

ウ 地域貢献として事業収益の一部を補助対象設備の設置地域において実施される次に掲げる事業に還元すること。

(7) 地域の祭り等文化活動

(イ) 環境保護活動

(ロ) 福祉事業

(ハ) 物産販売イベント

(ニ) デマンドタクシー等の運営

(ホ) その他知事が認めるもの

(2) 対象設備

次の要件に適合したもの

ア 太陽電池モジュール等の公称最大出力の合計値が50キロワット以上の規模のものであること。

イ 設置前において使用に供されていないものであること。

ウ 電力会社と系統連系するものであること。

エ 建築物の屋根等に設置する場合は、次のいずれかを満たすものとする。

(7) 昭和56年 6 月 1 日以降の建築確認を得て建築された建築物

(4) 昭和56年 5 月31日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性を有する」と診断された建築物

(7) 耐震改修整備を実施した建築物

(3) 対象経費

事業に要する経費のうち、本工事費、付帯工事費（当該事業の実施に必要な不可欠な配管、配電等の工事に必要な経費を含む。）、機械装置等購入費（事業に必要な機械装置等の購入、製造、修繕、据付等に必要な経費（土地の取得及び賃借料を除く。））及び別途知事が認める費用

(4) 交付金額

1 民間事業者当たりの交付金額は、(3)の経費の合計額を次表の条件により借り入れるものとみなして算定した借入利子の合計額に相当する額（上限500万円）とする。

融 資 利 率	融資期間	償還方法	経費の合計額の上限
県が行う当該事業募集開始時点における株式会社みずほ銀行が発表する長期プライムレート	15年 据置なし	元金均等償還	5,000万円

島根県告示第301号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県再生可能エネルギー導入計画策定・事業化支援事業補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

平成27年 4 月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

島根県再生可能エネルギー導入計画策定・事業化支援事業補助金

2 交付の目的

県内において市町村が実施する導入計画策定・調査検討などの事業及び再生可能エネルギーを利用した発電や熱供給事業を計画する事業者が実施する事業可能性調査に対して補助を行うことにより、再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、再生可能エネルギーの導入を通じた地域活性化の取り組みを推進することを目的とする。

3 交付の対象となる事業、補助対象者、補助対象経費、交付の率及び交付の限度額

	交付の対象となる事業	補助対象者	補助対象経費	交付の率	交付の限度額
導入計画策定・調査検討	(1) 再生可能エネルギー導入計画策定	県内市町村	(1) 調査費	補助対象経費の 2分の1以内	1件につき5,000 千円
	(2) 再生可能エネルギー導入に関する調査検討（再生可能エネルギー導入促進に係る地域の関係者による検討組織を設置して行う事業に限る。）		(2) 設計費 (3) 事業運営費 (4) 付帯雑費 (5) 補助金 (6) その他協議により認められた経費		
	(1) 太陽光発電事業	県内市町村、島根県内で発電や熱供給事業を計画する法人及びその他の団体（個人事業者は除く。）	(1) 機器・設備費		
	(2) 水力発電事業（出力1,000キロワット以下のものに限る。）		(2) 委託費		
	(3) 温泉（地熱）発電事業（バイナリーサイクル発電方式に		(3) その他協議により認められた経費		

事業可能性調査	限る。)				
	(4) 温泉熱（地熱）利用事業				
	(5) バイオマス発電事業				
	(6) バイオマス熱利用事業				
	(7) 風力発電事業				

備考

- 1 バイオマス発電事業及びバイオマス熱利用事業におけるバイオマスは、動植物に由来する有機物であって、エネルギー源として利用できるものであること。
- 2 交付の対象となる事業には、既設発電所の出力を増加する事業を含む。
- 3 交付しようとする額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

島根県告示第302号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県立地企業生産拠点化支援補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により島根県立地企業生産拠点化支援補助金の交付の対象等を定める告示（平成26年島根県告示第234号）は、廃止する。

平成27年 4 月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

島根県立地企業生産拠点化支援補助金

2 交付の目的

県内に立地する製造業者が事業を拡大する場合又は県外にある工場等から県内の工場等に事業を集約する場合に、その経費の一部を補助することにより、本県の企業の活性化と雇用の安定を図ることを目的とする。

3 交付の対象となる者

次に掲げる要件を備えた立地企業（営利を目的として県内において製造業を営む法人をいう。以下同じ。）又は当該立地企業を含む立地企業体（企業グループ（他の企業の総株主の議決権の過半数を有する企業及び当該他の企業（以下「子会社」という。）並びにその子会社が総株主の議決権の過半数を有する企業で構成される企業群をいう。）のうち別に定める補助事業開始届を連名により提出するものをいう。以下同じ。）（以下「申請企業」という。）とする。

(1) 補助事業開始届の提出時において次の要件を備えていること。

ア 申請企業又は当該申請企業の所属する企業グループが他の都道府県内に工場を有すること。

イ 申請企業（立地企業体である場合にあっては、代表して補助金を受けようとする立地企業（以下「筆頭企業」という。））が県内において常用従業員（雇用期間の定めがなく、雇用保険に加入している従業員をいう。以下同じ。）を50名以上雇用していること。

ウ 申請企業（立地企業体である場合にあっては、筆頭企業）が県内に立地後10年を経過していること。ただし、新たな設備投資又は県外からの設備移転により申請企業の県内工場の設備簿価（所有する固定資本のうち、工場、事業場、機械装置等（土地を除く。）の帳簿価額をいう。以下同じ。）が、属する企業グループ全体の設備簿価の3分の1以上となる場合は、この限りではない。

エ 申請企業（立地企業体である場合にあっては、構成する全ての立地企業）が、この告示に係る補助金の交付を受けていないこと。

オ 平成29年3月31日までに補助事業開始届が知事に提出されていること。

(2) 増加固定資本額（補助の対象となる期間中に新たに発注し、又は契約した投下固定資本（土地、工場及び事業場

(これらと併せて整備される福利厚生施設、環境施設及び用排水施設を含む。)並びに機械装置等をいい、法人税法(昭和40年法律第34号)第64条の2に規定するリース取引を行い、かつ、売買取引に準ずる会計処理を行ったもの又は賃貸借取引に準ずる会計処理を行ったもの(認定企業(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社並びに会計監査人を設置する会社及びその子会社を除く。)が行ったものに限る。)を含む。)であって、当該期間内に取得(経費の支払が終了)したものに係る経費の総額をいう。以下同じ。)が3億円以上の計画であること。

(3) 補助金の交付申請時における申請企業の常用従業員の数が補助事業開始届の提出時の常用従業員の数を下回らないこと。

(4) 法令等に違反している場合その他の知事が認める場合に該当しないこと。

4 補助対象経費及び交付の額

(1) 補助対象経費

増加固定資本額(この告示に係る補助金以外の県の交付する補助金等を直接又は間接にその経費の一部として投下固定資本を取得した場合は、その取得に要した経費を除く。)とする。

(2) 交付の額

交付の額は補助対象経費の10分の1以内とし、交付限度額は3億円とする。

5 補助金の支払

補助金の交付決定のあった年度の当該補助金の交付限度額は2億円とし、2億円を超える部分については交付決定のあった年度の翌年度に交付するものとする。

6 補助金の返還

知事は、補助金の交付を受けた企業が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段によって助成金の交付を受けたことが明らかであること。

(2) 助成金の交付後5年以内に、業績が悪化していない状況において、事業を廃止し、休止し、又は著しく縮小したこと(企業の責に帰すべき事情によらない場合を除く。)

正 誤

平成26年4月4日付け島根県報号外第69号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
1	上から11	島根県企業立地企業生産拠点化支援補助金	島根県立地企業生産拠点化支援補助金